

第2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

<現状と課題>

- 高齢単身世帯や認知症の人等の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、地域における見守りや支え合い、自立した日常生活に必要な多様な支援サービス、良質な住まいの確保などが必要です。
- 高齢者が高齢者を介護する、介護期間が長期化するなど、家族介護者の精神的・肉体的負担の増加が深刻化しているため、家族介護の負担軽減を図ることが重要です。
また、認知症の人の家族や大人が担うような介護を日常的に子どもが行うヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことが重要です。
- 高齢期を元気でいきいきと暮らすためには、高齢期を迎える前から健康の保持・増進に取り組むとともに、要介護状態等になることの予防又は軽減若しくは重度化防止に取り組むことが重要です。
- 高齢化の進行に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護が重要です。

<七次プランの数値目標の達成状況>

(単位：箇所)

指 標	令和2年度	目標値(R5年度)	見込値(R5年)	達成率
デマンド型乗合タクシー等導入数(累計)	49	51	69	1000.0%

- ▼ 市町において、地域交通網の見直しを検討する中で、地域住民にとって利用しやすい交通機関の導入が進み、目標を達成しています。

(単位：箇所)

指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R3年)	達成率
要支援・要介護認定者千人当たり 居宅・地域密着型サービス事業所数	19.7	20.2	19.8	20.0%

- ▼ 一部サービスの整備の遅れにより、目標を下回っていますが、居宅・地域密着型サービス事業所数は、着実に増加しています。

(単位：年)

指 標	平成28年	目標値(R5年度)	直近値(R1年)	達成率
健康寿命① (日常生活に制限のない期間の平均)	男性:72.18 女性:75.18	延伸させる	男性:73.31 女性:75.33	—
指 標	平成30年度	目標値(R5年度)	直近値(R3年)	達成率
健康寿命② (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性:79.86 女性:84.16	延伸させる	男性:79.95 女性:84.33	—

- ▼ 健康寿命は順調に延伸しています。

(単位：%)				
指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R3年度)	達成率
通いの場への参加率	5.8	7.2	5.3	▲35.7%
▼ 住民主体の通いの場の数への参加率は、新型コロナウイルス感染症の影響から、減少しています。				
(単位：人)				
指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
通所リハビリテーションの定員総数	4,475	4,685	4,240	▲111.9%
▼ 通所リハビリテーションの定員総数は、通所リハビリテーションを併設している介護老人保健施設の定員減の影響から、減少しています。				
(単位：件)				
指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
公共的施設の適合証交付件数(累計)	616	668	634	34.6%
▼ 公共的施設の新築件数の減少により目標を下回っていますが、適合証の交付件数は着実に増加しています。				
(単位：市町)				
指 標	令和元年度	目標値(R5年度)	直近値(R4年度)	達成率
成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	2	19	17	88.2%
▼ 成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数は、概ね順調に推移しています。				

<取組方針>

高齢者がその有する能力に応じ、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた支援体制の充実・強化を図ります。

また、高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう、生涯を通じた健康づくりや介護予防・重度化防止の取組を推進します。

1 自立した日常生活・在宅生活への支援

自立した日常生活・在宅生活への支援の充実を図るため、生活支援サービスに係る市町の取組支援の充実や良質な高齢者向けの住まいの確保を促進します。

また、高齢者の在宅生活を支援するとともに介護離職の防止を推進するため、家族介護者への支援等を促進します。

(1) 生活支援サービスに係る市町支援の充実

住み慣れた地域において、ひとり暮らし高齢者等が自立した生活を続けること

ができるよう、様々な地域資源を活用し、安否確認、緊急時の対応、生活支援の取組を支える人材の養成など、アウトリーチの視点に立った多様な生活支援サービスが提供できる体制づくりを促進します。

ア 地域における見守り・支え合い体制の充実・強化

- 県や市町、社会福祉協議会、関係団体、NPO、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等が一体となって地域における見守り・支え合い体制の充実に取り組みます。
- 地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した見守りネットワークの充実を図り、地域における重層的な見守り体制を強化します。
- 高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時対応するための体制整備に向けた市町の取組を支援します。
- 見守りが必要なひとり暮らし高齢者等に対し、老人クラブや行政機関等が実施する定期的な訪問活動や、市町が実施する食事の提供に併せて安否確認を行う配食サービスなどの取組を支援します。

イ 配食等による生活支援

- 加齢に伴う心身機能の低下や障害等により調理が困難な高齢者等に対し、在宅での自立支援及び生活の質の向上を図るため、市町が実施する栄養バランスに配慮した食事の提供を行う配食サービスの取組を支援します。
- ひとり暮らし高齢者等が増加する中で、地域における高齢者の在宅生活を支えるため、生活用品の宅配や移動販売、デマンド型乗合タクシーの運行などの取組を支援します。

〔数値目標3〕 デマンド型タクシー等運行

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
デマンド型乗合タクシー等導入数(累計)	62箇所	75箇所

ウ 生活支援の取組を支える人材の養成や体制の整備

- 元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、多様な主体によるサービスの提供体制を構築する市町の地域支援事業(生活支援体制整備事業)の取組を促進します。
- 高齢者のニーズに応じた生活支援サービスが提供できるよう、地域に不足する生活支援サービスの開発や担い手の育成等の役割を担う、生活支援コーディネーターを養成し、その資質向上を図ります。
- 元気な高齢者が生活支援の担い手などの役割のある形で社会参加できるよ

- う、高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする役割を担う就労的活動支援コーディネーターの配置を支援します。
- 地域の課題解決や関係団体等の連携・協働による資源開発ができるよう、生活支援に関する定期的な情報共有や連携を目的とした、市町による協議体の設置、活用を促進します。
 - 市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業において、配食や定期的な安否確認、緊急時の対応、その他地域における日常生活の支援に資するサービスが適切に提供できるよう、体制の整備を支援します。

(2) 良質な高齢者向け住まいの確保

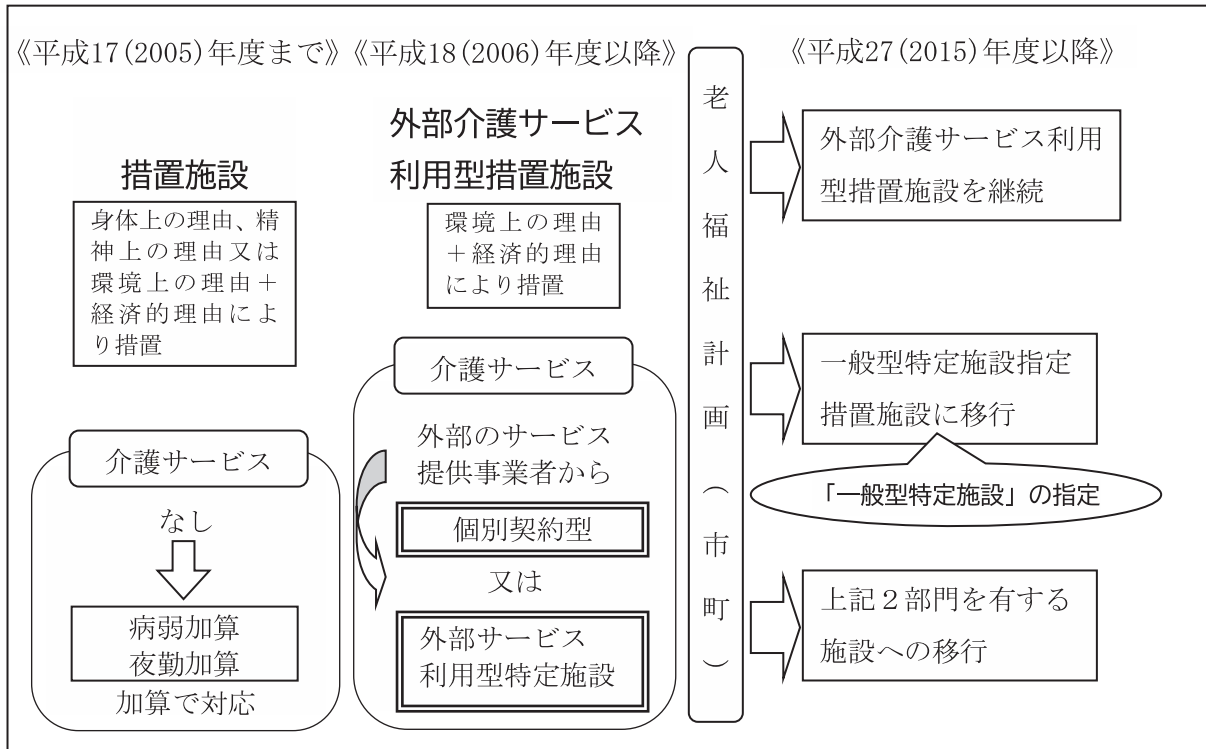
ひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、高齢者がより安定した住生活を送ることができるよう、「住生活基本計画」、「高齢者居住安定確保計画」及び「賃貸住宅供給促進計画」との調和を図りながら、見守りに配慮した多様な住まいの確保と居住環境の改善への取組を促進します。

ア 高齢者居住関係施策の推進

<養護老人ホーム>

- 養護老人ホームについては、入所者の生活支援ニーズに対応するため、「外部介護サービス利用型措置施設」（「個別契約型」又は「外部サービス利用型特定施設」）への移行が進んでいます。
- 今後も、被措置者の状況等も踏まえて、外部サービス利用型や一般型特定施設への移行が考えられることから、移行に当たっては、各施設の取組を支援します。
- 老朽化している施設については、改築等により、個室化、バリアフリー化など居住環境の向上を改善する取組を支援します。

【図3-I-2-1】 養護老人ホームの移行フロー



【表3-I-2-1】 養護老人ホームの状況

区分	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)
養護老人ホーム入居定員	1,370人	1,332人	1,332人

<軽費老人ホーム（ケアハウス、A型）>

- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例では、軽費老人ホームはケアハウスが標準とされ、A型については、建替までの経過的施設としての位置付けとされています。
- A型については、老朽化している施設が多いことから、改築によりバリアフリー化など居住環境の向上が図られるケアハウスへの移行を支援します。
- ケアハウスについては、地域バランスや需要動向等を踏まえるとともに、同様の機能を持つ生活支援ハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況にも配慮しながら、計画的な整備を促進します。整備に当たっては、生活関連施設の状況や交通の利便性及び医療・在宅サービスとの連携に配慮するよう助言します。
- 介護ニーズや地域の実情等を踏まえ、中・軽度の要介護者の受け皿として、介護保険法上の特定施設の指定の取組を促進します。

【表3-I-2-2】軽費老人ホームの状況

区 分	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)
軽費老人ホーム入居定員	2,487人	2,527人	2,567人

<生活支援ハウス>

- 入居者に対する通所介護や、生活援助員による相談・助言等のサービスの提供、介護予防、生活支援サービスによる支援体制の充実を支援します。

【表3-I-2-3】生活支援ハウスの状況

区 分	令和2年度 (2023)	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)
生活支援ハウス施設数	21箇所	21箇所	21箇所

<有料老人ホーム>

- 有料老人ホームについては、その施設規模やサービス内容等が多岐にわたることから、入居希望者がその選択にあたり参考となるよう、県内施設の設置状況等について、ホームページ等で情報提供を行います。
- 高齢者が安心して入居できる環境を確保するため、指導指針に基づく、新規、定期等の立入検査や毎年1回の有料老人ホーム情報の報告等を通じて、施設の管理運営や情報開示等の状況について把握するとともに、必要に応じ指導を行います。
- 市町等と連携し、届出が必要となる施設の把握と設置者への指導を行います。

【表3-I-2-4】山口県内の有料老人ホームの届出施設数及び定員数

区 分	平成30年1月1日現在 (2018)	令和3年1月1日現在 (2021)	令和6年1月1日現在 (2024)
施 設 数	245施設	277施設	287施設
定 員	7,168人	8,527人	9,247人

<サービス付き高齢者向け住宅>

- 安否確認や生活相談などのサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るため、ホームページ等を活用し、事業者へ登録制度の概要等について普及啓発を行うとともに、入居希望者がその選択に当たり参考となるよう、登録情報の提供を行います。

- 高齢者が安心して入居できる環境を確保するため、立入検査や報告徴収を通じて、住宅の管理運営等の状況について監督し、必要に応じ指導を行います。

【表3-I-2-5】山口県内のサービス付き高齢者向け住宅の登録件数

区 分	平成30年1月1日現在 (2018)	令和3年1月1日現在 (2021)	令和6年1月1日現在 (2024)
件 数	138件	142件	136件
戸 数	3,311戸	3,424戸	3,337戸

<公営住宅>

- 建替に当たっては、高齢者世帯や子育て世帯が混在できるよう多様な規模のバリアフリー化された住宅を供給するとともに、既存の住宅についても改善によるバリアフリー化を進めます。
- 高齢者世帯の公営住宅入居について、入居要件の緩和や優先入居制度等により支援します。

<民間賃貸住宅>

- 県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「山口県居住支援協議会」の枠組みを活用し、住宅の情報提供などを行い、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めます。
- 住宅確保要配慮者向け住宅の登録の促進により、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

イ 住宅施策と連携した取組の推進

- 高齢者がニーズに合った住宅に安心して住むことができるよう、住宅部局と連携して、住宅情報の提供に努めます。
- 大規模な公営住宅団地の建替の際には、地域の実情を踏まえ、社会福祉施設等の併設を進めます。
- 高齢者が自立した生活を営むための住宅改修に係る相談援助が充実するよう、市町の取組を支援します。
- 県や市町の住宅相談窓口において、バリアフリーや省エネ改修などのリフォームに係る住宅の相談体制等の充実を図ります。
- 住宅・福祉部局や、居住支援協議会、居住支援法人等が連携し、孤独・孤立対策の観点から、高齢者に対する民間賃貸住宅入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応等の支援を実施します。

(3) 家族介護者への支援

介護離職の防止に向けて、ニーズに応じた家族介護支援サービスを提供するなど、家族介護者へのレスパイトケアを充実するため、家族介護者の心身の負担軽減を図る取組を支援します。

ア 相談体制等の充実

- 地域包括支援センターによる総合相談支援機能の充実を図るとともに、関係機関による支援や、それらの連携を通じた家族介護者を含めて支えていくための支援に取り組みます。
- 認知症の人やその家族が身近で気軽に相談できるオレンジドクターや地域包括支援センター、認知症に関する専門的医療機関である認知症疾患医療センターによる相談対応に加え、かかりつけ医等の認知症対応力の向上などを通じて、認知症に関する様々な相談体制の充実を図り、家族介護者の支援に取り組みます。
- 本来大人が担うような家事や家族の世話、介護等を行うヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、市町や福祉サービス提供事業者等の関係機関と連携し、専門相談窓口の開設やヤングケアラーコーディネーターの配置など、相談支援体制の整備を推進します。

イ 家族介護支援事業に対する支援

- 介護教室の開催や認知症高齢者の見守り体制の構築など、地域の実情に応じた家族介護者支援を行う市町の取組を支援します。

ウ 適切な介護サービス等の提供

- 家族介護者が一時的に介護の負担から離れ休息するために、通所介護や短期入所生活介護等の介護サービスを利用できる環境整備を促進します。
- 住み慣れた地域における生活を支えるため、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの提供体制の充実を図ります。

〔数値目標4〕 要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所

指 標	令和3年度 (2021)	令和8年度(目標値) (2026)
要支援・要介護認定者千人当たり 居宅・地域密着型サービス事業所数	19.8箇所	21.2箇所

2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進

高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう、生涯を通じた健康寿命延伸に向けた取組を推進します。

また、関係機関等との連携を強化し、高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防・重度化防止に係る市町の取組を支援します。

(1) 生涯を通じた健康寿命延伸に向けた取組の推進

健康づくりの指針となる「健康やまぐち21計画（第3次）」に基づき、高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう健康づくりと介護予防に取り組みます。

ア 生活習慣の改善

- 「第4次やまぐち食育推進計画」に基づき、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者等を対象に、栄養改善や口腔機能の向上プログラムにより、栄養状態の改善や嚥下機能向上が適切に実施されるよう市町等の取組を支援するとともに、適切な配食サービスの実施により、高齢者の栄養改善を図ります。
- 食を通じた健康づくりに取り組む食生活改善推進協議会等の育成支援を行い、健全な食生活を実践することのできる食育活動など、地域に密着した活動等を支援します。
- 生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを促進するため、「第2次やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画～健口スマイル運動推進プラン～」に基づき、これまでの「8020運動」により歯を残すのみならず、オーラルフレイル対策等も含めて、生涯を通じた口腔機能の発達・維持・向上を図る新たな県民運動として、「健口スマイル運動」に取り組みます。
- オーラルフレイルの早期発見に加えて、全身の健康と深い関係を有する歯周病の予防を図る上で、歯科健診等を通じてこれらを早期に発見し、早期治療につなげることが重要です。関係団体や市町と連携しながら、歯科健診受診のための環境整備に努めます。

イ 生活習慣病の発症予防と重症化予防

- 死亡原因の第1位であるがんや要介護となる主要な原因の脳血管疾患、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病等の生活習慣病対策を推進するため、食生活の改善や運動習慣の定着による一次予防（発症予防）、定期的な健診の受診等による二次予防（早期発見、早期治療）、合併症や症状の進展

等を抑制する三次予防(重症化予防)の観点から健康づくりに取り組みます。

- 「第8次山口県保健医療計画」に基づき、市町や医療機関等と連携し、がん検診の有効性や精密検査の意義等に関する普及啓発を強化するほか、特定健診との同時実施や、休日・平日夜間における検診の実施など受診しやすい環境づくりに取り組み、受診率の向上を図ります。
- 県生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会において、検診のあり方や検査の精度管理について検討し、市町や検診実施機関へ情報提供することにより、がん検診の実施方法を改善し精度管理の向上を図ります。

ウ 生活機能の維持・向上

- 骨、関節、筋肉等の運動機能の低下により、介護が必要となる可能性が高い運動器症候群(ロコモティブシンドローム)に対しては、自ら予防のための運動を実践できるよう、壮年期からの健康づくり等に取り組むための環境整備等を図ります。
- 高齢者の自主的な健康づくり活動を促進するため、老人クラブが行う健康づくりや介護予防活動などの取組を支援します。
- 「ふれあい・いきいきサロン」等において、レクリエーション活動などによる住民が主体となった高齢者の日常的な健康づくり・介護予防活動を促進します。
- 介護予防活動の普及啓発やボランティアの育成、地域における自助グループの組織化などを促進する市町の取組を支援します。
- 歯周病は、糖尿病や認知症をはじめとする全身の疾患や健康づくりと関連が深いことから、生涯を通じた歯・口腔の健康づくり対策を推進します。

エ 社会環境の質の向上

- 県民一人ひとりによる主体的な健康づくりの実践を社会全体で支援するため、健康づくりについてのホームページ「健康やまぐちサポートステーション」や各種イベント等を通じた普及啓発を行うとともに、多様な活動主体による自発的な取組を進めるため、県民の健康づくりを支援する事業所・店舗等を登録する「やまぐち健康応援団」や、ウォーキングや健康状態の記録等を通じて、県民の健康づくりの見える化・日常化を図る「やまぐち健幸アプリ」、県民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えます。
- 県民の健康づくりを支援する環境づくりを進めるため、県民の健康維持・増進を支援する「山口県健康エキスパート薬剤師」の育成を進めるとともに、「健康サポート薬局」の充実を図り、薬学的な健康サポートを推進します。

- 県健康づくりセンターについては、人材の育成・研修や、健康情報の提供、調査研究の実施など、県民の健康づくりの中核的施設としての機能を充実します。

〔数値目標5〕健康寿命の延伸

指 標	令和元年度 (2019)	令和8年度(目標値) (2026)
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	男性 73.31歳 女性 75.33歳	延伸させる

(2) 介護予防・重度化防止に係る市町支援の充実等

高齢者ができる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防ケアマネジメントの適切な実施とともに、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた多様な介護予防や重度化防止に係るサービスの提供体制の構築を支援します。

支援に当たっては、市町による地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果や、既存の地域資源を活用した地域包括ケアシステムの推進及び地域づくりに関する取組の重要性を十分に踏まえるものとします。

ア 介護予防ケアマネジメントの促進

高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防サービスが提供されるよう、地域包括支援センターによる適切な介護予防ケアマネジメントの実施を支援します。

(ア) 介護予防が必要な高齢者の早期把握

- 地域包括支援センターの総合相談支援業務や保健師による訪問指導との連携、基本チェックリストや介護保険の要介護認定結果の活用を通じて、介護予防が必要な高齢者を把握する取組を支援します。
- 医療機関や民生委員、健康づくりボランティア等とのネットワークを拡大・強化し、介護予防に関するきめ細かな情報提供を進める取組を支援します。

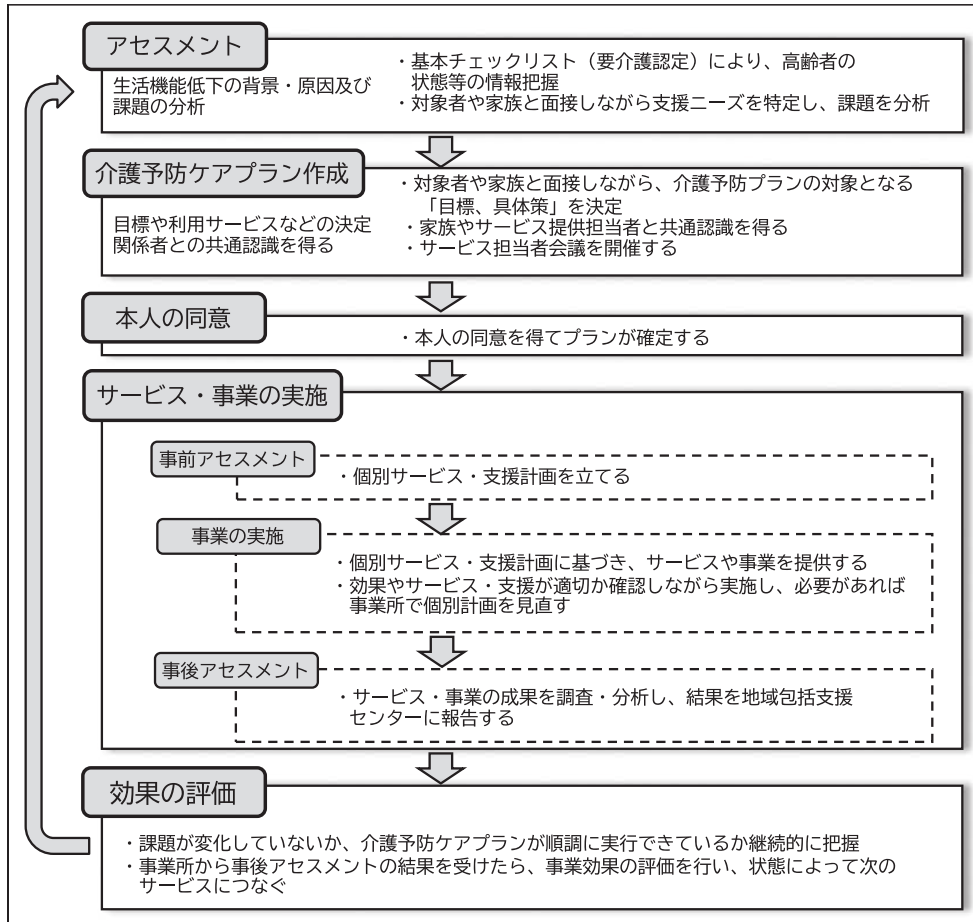
(イ) 介護予防ケアマネジメントの確立

- ケアプラン作成に関わる人材の養成・確保のため、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施します。
また、介護予防ケアマネジメントを円滑に実施するため、担当者のスキルアップに向けた取組を支援します。
- 要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者を早期に把握し、課題の分析からサービス提供後のフォローアップまで、高齢者一人ひとりの状態に応

じて一貫・連続して支援する地域包括支援センターの活動を支援します。

- 介護予防事業への参加により状態が改善した後も、高齢者が自立した生活を継続していけるよう、高齢者の主体的な取組を促進する地域支援事業等の市町の総合的な施策展開を支援します。

【図3-I-2-2】 介護予防ケアマネジメントの概要



※状況に応じて簡略化した介護予防ケアマネジメントや初回のみ介護予防ケアマネジメントを実施

イ ニーズに応じた介護予防・重度化防止に係るサービスの提供

高齢者の生活機能の改善に向けたサービスを充実し、多様な介護予防のニーズに適切に対応できるよう、市町が実施する地域支援事業等の取組を支援するとともに、重度化防止に係るサービスの利用を促進します。

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、住民等の多様な主体の参画や、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的なサービスを提供する取組です。

a 一般介護予防事業

- 一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者を対象に、市町が実施する生活機能の維持や向上を図るための取組や、高齢者の介護予防に資する地域づくりを推進する取組です。
- 高齢者自らが社会参加を通じて介護予防につなげる、介護支援ボランティア活動などの主体的な取組を促進するため、市町が実施する地域活動組織や人材の育成などの取組を支援します。
- 介護予防に関する活動の普及・啓発を促進するため、関係団体と連携した、市町による健康相談会や介護予防教室等の取組を支援します。
- 介護予防に効果のある体操など、住民主体で行う場を更に充実するために、市町による「通いの場」の立ち上げ・育成・拡大の取組を促進します。
また、高齢者がそれぞれの年齢や性別、健康状態、関心などに応じて参加できるよう、市町における多様で魅力的な「通いの場」等の介護予防の取組を支援します。
- 後期高齢者医療広域連合と市町が、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組めるよう、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価、事例の横展開などの支援を行います。

〔数値目標6〕 住民主体の通いの場

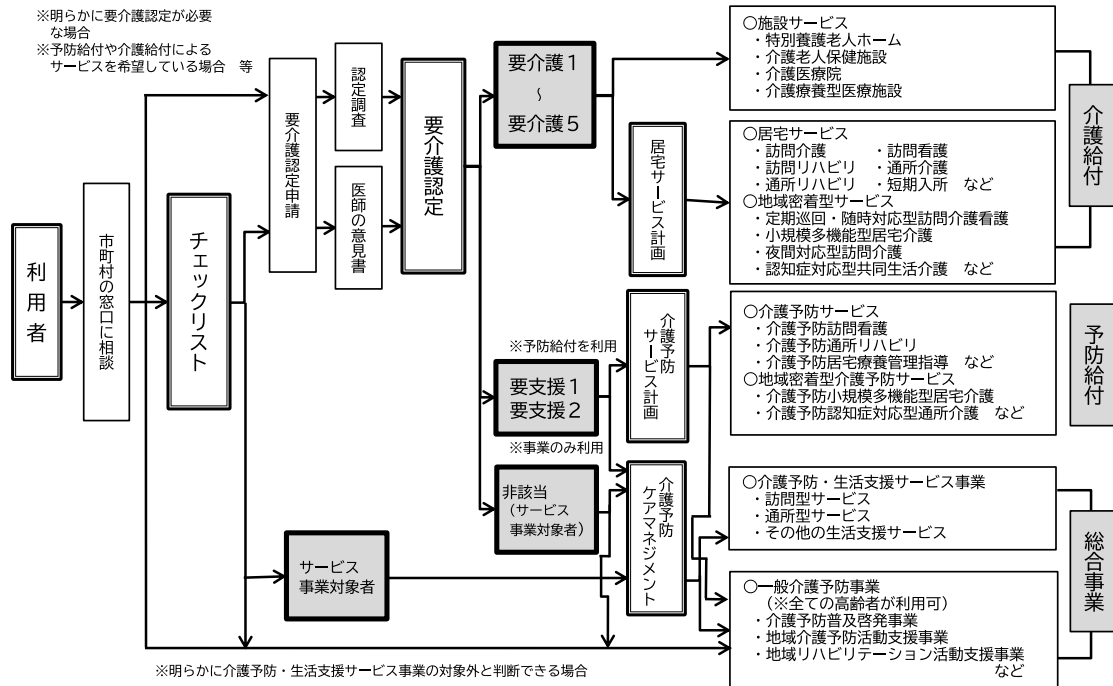
指 標	令和3年度 (2019)	令和8年度(目標値) (2026)
通いの場への参加率	5.3%	8.0%以上

b 介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者や基本チェックリストにより該当した高齢者（住民主体のサービスについては、継続してサービスの利用を希望する要介護者で市町が必要と認める高齢者を含む。）を対象として、市町が実施する介護予防訪問介護等に相当するサービスや住民主体の取組等によるサービスを通して、多様な生活支援のニーズに対応する取組です。
- 身体介護・生活援助や、調理・掃除等の一部介助など、地域の実情に応じた多様なサービスからなる訪問型サービスの提供を支援します。
- 生活機能の向上のための機能訓練や、閉じこもり予防を目的とした「通いの場」の提供など、地域の実情に応じた多様なサービスからなる通所型サービスの提供を支援します。
- 高齢者の地域における自立した日常生活の支援を目的とした、配食や定期的な安否確認、緊急時の対応等の生活支援サービスの提供を支援します。

- 住民主体の多様なサービスの充実や、要支援者等が選択できるサービス・支援を充実させるための体制整備、生活支援の取組を支える人材の養成等、市町の取組を支援します。

【図3-I-2-3】介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用手続き



(イ) 重度化防止に係るサービスの推進

- 要支援・要介護認定者の増加が見込まれる中、重度化の防止を図るため、適切かつ効果的なリハビリテーションの利用を促進するとともに、サービス見込量に対応できるようサービスの提供を進めます。

〔数値目標7〕 リハビリテーション提供体制

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
通所リハビリテーションの定員総数	4,240人	4,469人

ウ 関係機関等との連携強化による介護予防の推進

(ア) 地域包括支援センターと事業者との連携強化

- 介護予防のニーズにきめ細かく対応できるよう、市町が実施する事業の評価・検証や介護予防ケアマネジメント等を通じて介護予防サービスの改善等につなげていくことができるよう、関係機関の連携を強化する取組を支援します。

- 市町が実施する地域支援事業による介護予防事業や、介護予防・日常生活支援総合事業、要支援の高齢者を対象とした予防給付において、介護予防効果の適切な評価を行い、一人ひとりに応じたきめ細かなフォローアップの取組を支援します。

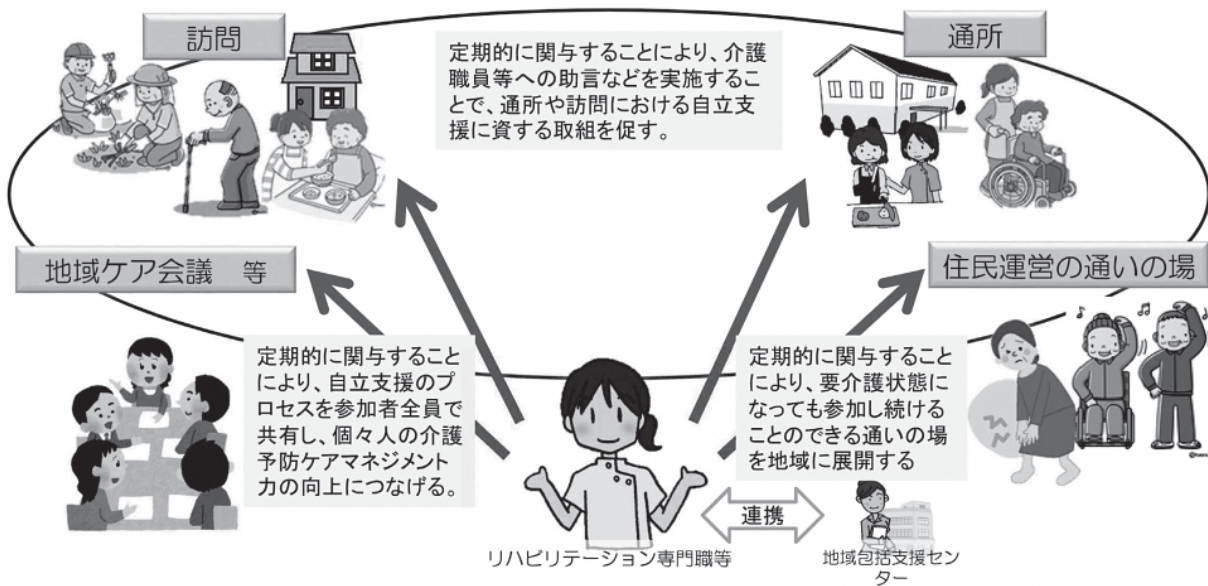
また、地域支援事業と予防給付の緊密な連携による取組を支援します。

(イ) リハビリテーション専門職等との連携強化

- 高齢者の心身機能、活動、参加の各要素にバランスよく働きかける介護予防事業を強化するため、リハビリテーション関係団体等と連携し、地域ケア会議や介護予防事業等へのリハビリテーション専門職等の参画による効果的な介護予防の取組を推進します。

【図3-I-2-4】リハビリテーション専門職等の関与のイメージ

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

〔数値目標8〕 保険者機能の強化

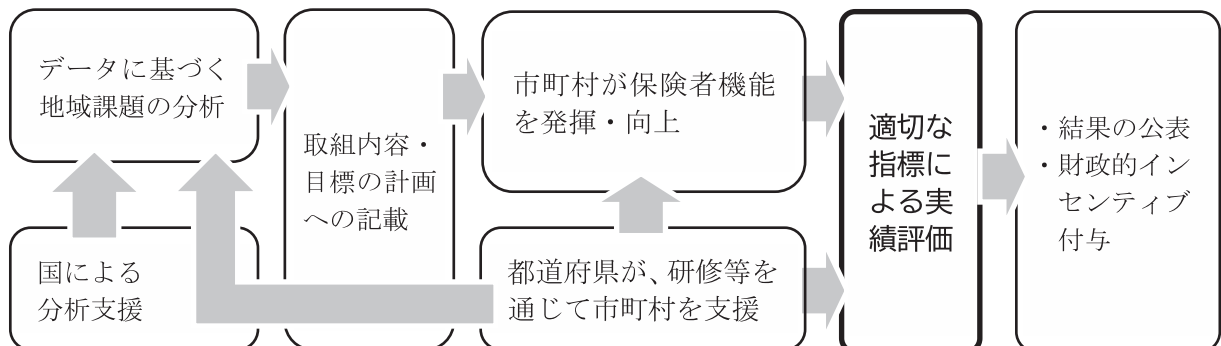
指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
介護予防等の推進の取組が充実している市町村数(国の評価指標(市町村分)の得点が全国平均を上回った市町村数)	8市町	10市町

〔数値目標9〕 保険者機能の強化

指 標	令和5年度 (2023)	令和8年度(目標値) (2026)
市町村への支援に対する充実度(国の評価指標(都道府県分)の得点率)	63.0% (全国平均78.9%)	全国平均を上回る

【表3-I-2-6】 国の評価指標(保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金)の概要

事業の概要	各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて交付されるもの。	
評価指標	各市町村の取組や取組の達成状況を、以下の6つの項目に沿って評価 ① P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化 ② ケアマネジメントの質の向上 ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化 ④ 介護予防の推進 ⑤ 介護給付適正化事業の推進 ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い	
交付金の活用方法	都道府県分	高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業の事業費に充当
	市町村分	高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要事業の充実に活用



3 地域における支援の充実

高齢者が尊厳を保ち安心・安全に暮らせるよう、高齢者の生活を地域で支える仕組みや基盤の整備を促進します。

(1) 市町における重層的な相談支援体制整備の促進

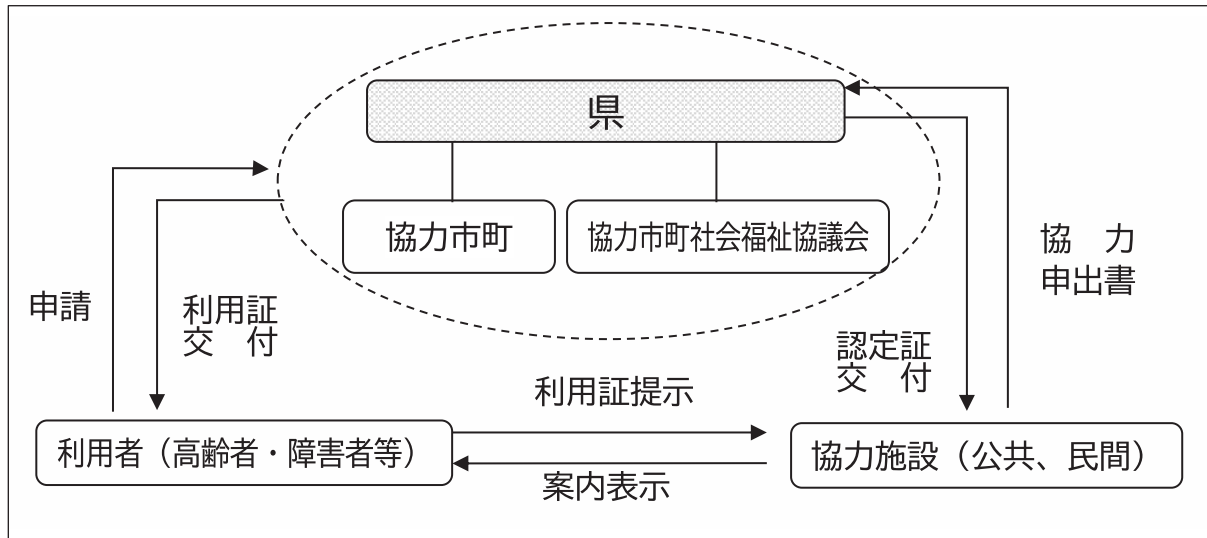
地域住民の複雑化、複合化した課題やニーズに対応するため、市町において、各分野の支援機関が協働し、内容を問わない相談の受け止めや課題の解きほぐし、アウトリーチを含む継続的な伴走等による相談支援をはじめ、地域から孤立している住民に対する個々の課題に応じた社会参加への支援、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備等に取り組む重層的な相談支援体制の構築を促進します。

(2) 地域での生活を支える基盤づくり

ア 福祉のまちづくりの推進

- 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、平等に社会参加できる「福祉のまちづくり」を一層促進するため、ユニバーサルデザインについて普及啓発や県民意識の高揚に努めるとともに、全ての人々の利用に配慮した建築物や歩行空間、交通システム、公園、住宅等の整備を促進します。
- 「山口県福祉のまちづくり条例」等に基づき、高齢者、障害者等に配慮した公共的施設の整備を促進します。
また、「やまぐち安心おでかけ福祉マップ」等により、高齢者、障害者等が利用しやすい公共的施設の情報を提供します。
- 公共施設や店舗などの身障者用駐車場の適正利用を図るため、市町や関係団体、民間企業等の協力を得ながら、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の一層の普及・定着を推進します。

【図3-I-2-5】やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の概要



- 高齢者の移動手段を確保するため、買い物や通院など、日常生活に必要なバス路線の確保・充実を図ります。

また、高齢者の移動の利便性の向上を図るため、ノンステップバスの導入や、地域の実情に応じたデマンド型乗合タクシー等の導入を促進します。

〔数値目標3（再掲）〕 デマンド型乗合タクシー等運行

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	62箇所	75箇所

イ 高齢者の安心・安全対策の推進

- 住宅火災による死亡者数のうち高齢者が占める割合が高く、高齢者に対する火災予防の周知が重要であるため、県住宅防火対策推進協議会を中心として、引き続き高齢者を重点として注意喚起を行います。

特に、逃げ遅れによる被害を防止するため、重点的に、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の啓発等を促進します。

- 交通事故死者に占める高齢者の割合は約6割を占め、高水準で推移している現状を踏まえ、高齢者自身の交通安全意識の高揚や、運転者等の高齢者に対する保護意識の醸成を図るなど、関係機関・団体等と連携した各種の交通安全対策を推進します。

- 高齢ドライバーによる交通事故の割合が増加していることから、高齢者の事故防止につながるよう、交通安全定期診断や運転免許自主返納を推進するとともに、高齢者が運転免許返納後も安心して暮らせる環境づくりを推進します。

- 高齢者をうそ電話詐欺等の犯罪から守り、地域で安心・安全に暮らしていくことができるよう、各種ネットワークを通じて情報提供を行うとともに、高齢者宅を戸別訪問して防犯・交通安全に係る指導や高齢者に必要な情報提供等を行います。
- 高齢者等が安心・安全に移動できるよう、幅の広い歩道の整備や、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

(3) 高齢者虐待の防止対策及び権利擁護の推進

高齢者が尊厳を保ち安心して暮らすことができるよう、虐待防止ネットワークの強化や成年後見制度の普及など、高齢者虐待の防止対策や権利擁護に向けた取組を総合的に推進します。

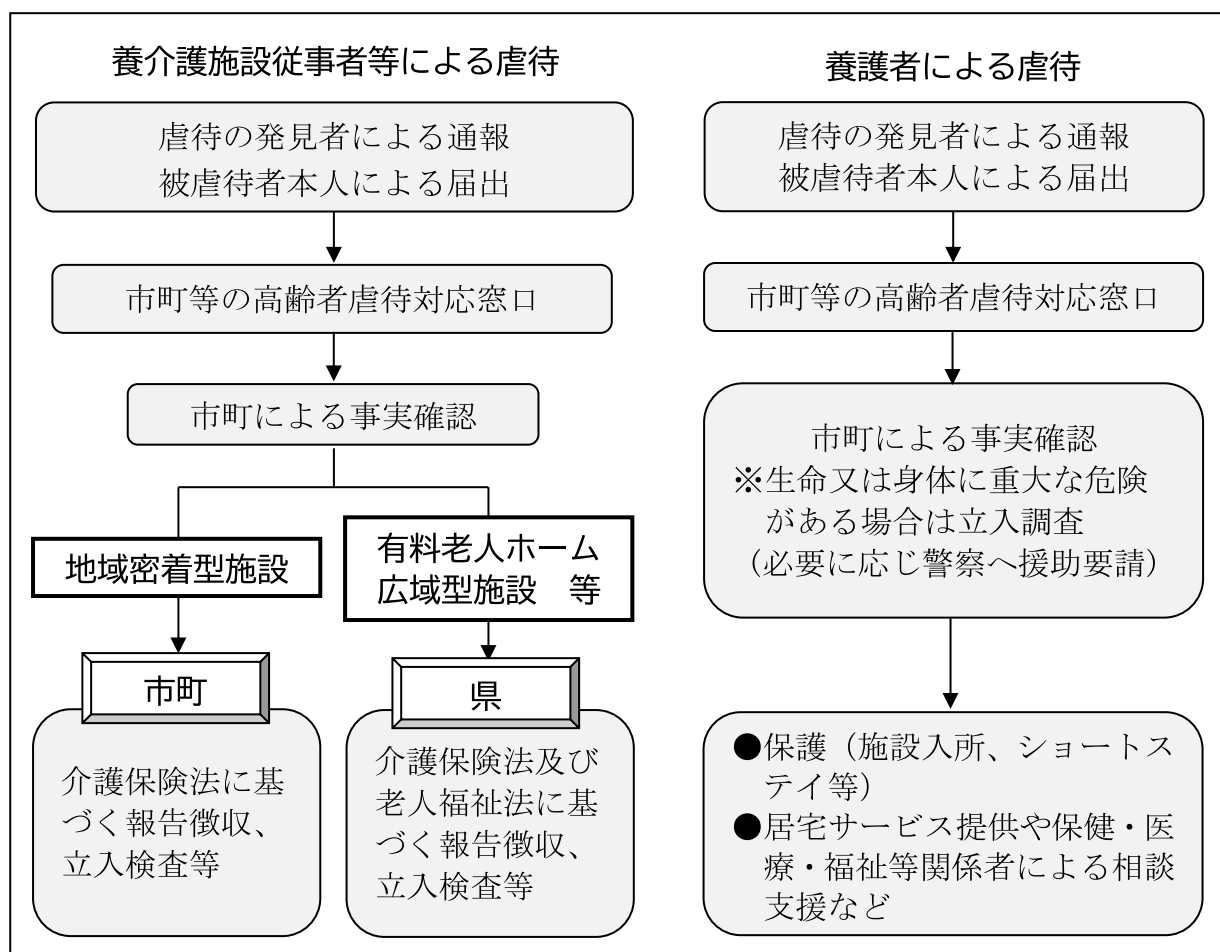
ア 高齢者虐待の防止対策の推進

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の普及啓発や虐待通報・相談窓口の周知を行い、県民の理解と協力による高齢者虐待防止を推進します。
- 地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉をはじめ、消費生活、権利擁護、警察等関係機関との連携による虐待防止ネットワークの強化に向けた市町の取組を支援します。
- 高齢者虐待をより早く的確に発見し、関係者の知識や援助技術、多職種連携による適切な対応や支援が展開できるよう、地域包括支援センター等に対する専門的な業務相談体制の確保に係る助言や研修等を実施します。
- 高齢者虐待の防止と家族介護者への支援の観点に立って、社会福祉協議会の「福祉の輪づくり運動」等と連携した家族介護者を見守り支える地域づくりを支援します。
- 介護保険施設等に対しては、高齢者虐待の防止、身体的拘束の原則禁止等の観点から、虐待や身体的拘束についての理解促進や、虐待防止の取組についての指導等を行い、施設における高齢者の尊厳の保持に努めます。
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく調査結果等により、高齢者虐待に係る市町の現状を把握し、課題を分析した上で市町の取組を支援します。

【表3-I-2-7】 高齢者に係る虐待件数

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
養護者による虐待	129件	100件	121件	109件	102件
養介護施設従事者による虐待	8件	0件	2件	3件	11件

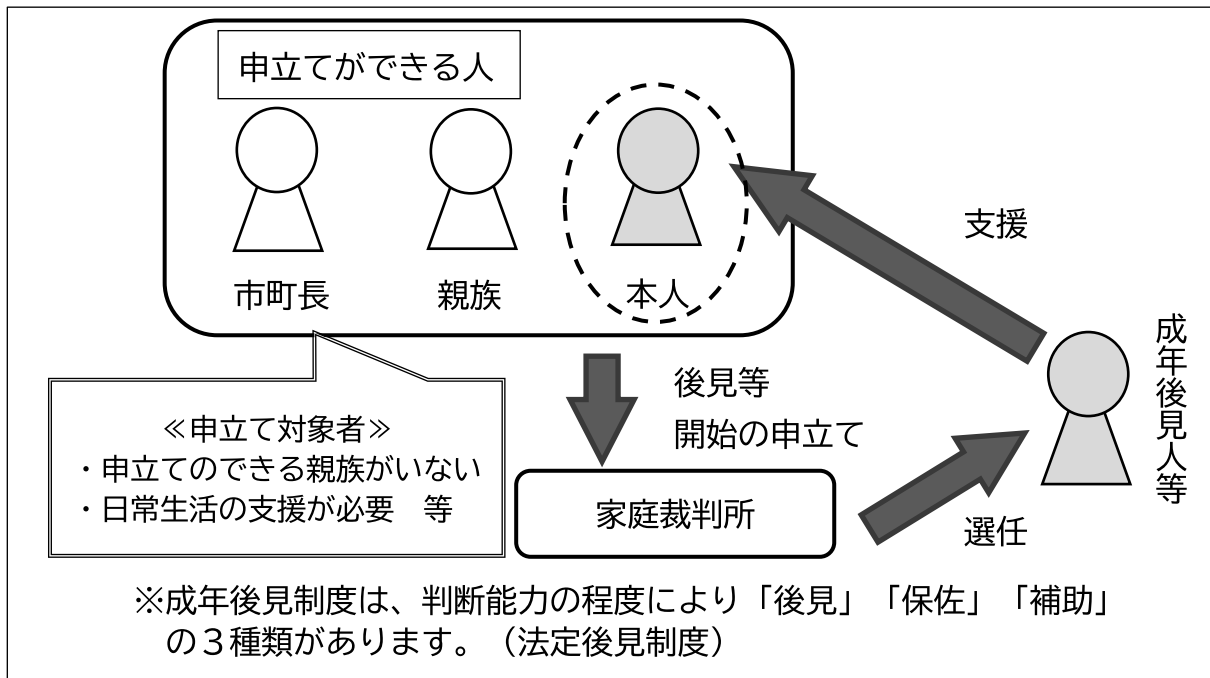
【図3-I-2-6】虐待に気づいた場合の対応



イ 高齢者の権利擁護の推進

- 成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知啓発を図ります。
また、制度の利用が困難な方を支援するため、市町による後見開始の審判申立てや、社会福祉法人等による成年後見（法人後見）の取組を支援するとともに、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職と連携した成年後見人の確保に取り組めます。
- 認知症や障害等により判断能力が十分でない方に対して行う福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を適切に行うため、権利擁護の取組の充実に努めます。

【図3-I-2-7】成年後見制度の概要



〔数値目標10〕権利擁護の推進

指 標	令和4年度 (2022)	令和8年度(目標値) (2026)
成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	17市町	19市町

(4) 災害時における要配慮者への支援

- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災において、多くの高齢者が犠牲となったことを踏まえ、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、市町の「要配慮者マニュアル」、「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の作成等に必要な助言指導を行い、災害時に特に配慮が必要となる高齢者等への支援に努めます。
- 災害時に避難支援等に携わる地域の自主防災組織の育成に取り組むとともに、マニュアルや個別避難計画の実効性を高めるため、避難訓練等を実施する市町等を支援し、災害リスクの高い地域における避難体制づくりを促進します。

(5) 感染症発生時の要援護者への支援

- 「感染症予防計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、地域の保健医療提供体制の確保やまん延防止について、各段階における対策を実施するとともに、感染症発生時には、在宅の高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療等）等に取り組む市町の支援に努めます。